

水・大気環境保全施策について

平成 21 年 1 月
水・大気環境局

I) 大都市圏をはじめとした大気環境対策

自動車 NOx・PM 法の対策地域において平成 22 年度までに NO2、SPM に係る環境基準を確実に達成するための取組を進めるとともに光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）等に関する諸課題に取り組む。

低公害車普及

低公害車の普及促進のため、地方公共団体の低公害車導入に対する補助や、各種税制優遇措置等の支援策を講じている。また、平成 20 年度補正予算事業として、今年以降市場展開が予定されている i M i E V 、プラグインステラなどの次世代自動車（50 台程度）や急速充電設備（10 台程度）等について、地方公共団体の利用を通じて大規模な実証実験を行うことを内容とした「次世代自動車等導入促進事業」を開始したところ。1 月中旬以降、順次、試験車両を調達し、地方公共団体に貸し出す予定。

自動車排出ガス対策等

<自動車NOx・PM法>

中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」（平成 19 年 2 月 23 日）を受け、平成 19 年 5 月に局地汚染対策や流入車対策を柱とする改正自動車 NOx・PM 法が成立し、昨年 1 月から施行している。

<排出ガス規制>

- ① 平成 17 年規制（新長期規制）以降の排出ガス規制の強化
 - ・中央環境審議会答申（平成 17 年 4 月）に基づき、現行よりも NOx 、 PM 規制値を大幅に低減（NOx 40～65% 、 PM 53～63% ）した 2009 年排出ガス規制（ポスト新長期規制）を平成 21 年 10 月から実施することとしている。
 - ・大型トラック・バスについて、 NOx 規制値をポスト新長期規制から 1/3 程

度とする挑戦目標値の検討を中心環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会の場において行っているところである。

②特殊自動車の排出ガス規制の強化

- ・中央環境審議会答申（平成20年1月）において、特殊自動車の排出ガス規制の更なる強化がとりまとめられたところ。
- ・これを受けて、ディーゼル特殊自動車においては、平成23年からPM、平成26年からNO_xを現行から9割削減する規制強化を実施する予定である。

<騒音対策>

平成20年12月18日に中央環境審議会から環境大臣に対して、①早急に実施すべき使用過程車の騒音低減対策として、マフラーの事前認証制度を導入すること、②今後検討すべき課題として、騒音規制手法の抜本的な見直しに着手することの2本を柱とする「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方にについて」（中間答申）がなされたところであり、本答申を踏まえ今後とも自動車単体騒音低減対策等を推進していくこととする。

光化学オキシダント

近年、光化学オキシダントの濃度レベルは漸増傾向にあり、また、光化学オキシダント注意報の発令地域が広域化している。その要因等を解明するため、平成19年7月に「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、同年12月に最新の知見及び当面の取り組むべき課題について中間報告としてとりまとめられたところである。調査研究やモニタリング、国内における削減対策及び国際的な取組の推進など、中間報告で示された課題に着実に取り組んでいる。

なお、平成20年の発令延日数は144日（平成19年は220日）、発令都道府県数は25都府県（平成19年は28都府県）であった。

PM2.5

浮遊粒子状物質の中でも粒径の小さい微小粒子状物質（PM2.5）については、平成20年12月9日に「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について」中央環境審議会に諮問されたところ。平成20年12月19日には中央環境審議会大気環境部会において、微小粒子状物質環境基準専門委員会及び微小粒子状物質測定法専門委員会を設置し、御審議をいただいているところである。

II) 新たな課題に対応する水環境対策

安全で良好な水環境の確保のため、引き続き湖沼や閉鎖性海域を中心とした水質改善・環境基準達成率の向上や水質環境基準健康項目の見直しなどに取り組むとともに、新たな課題に対応する水環境施策の検討を進める。

新たな水環境保全対策

気候変動によって引き起こされる水温上昇や水量変化の水環境への影響の解明及び対応策の検討、多様な未規制の化学物質に迅速に対応するためのW E T (Whole Effluent Toxicity)手法を活用した総合的な水質管理手法の検討や水質環境基準生活環境項目の見直しに係る調査等、新たな水管理・規制のあり方の検討等の課題に取り組む。

閉鎖性海域保全対策

今後の目指すべき海域環境の将来像を実現するため、各水域の望ましい許容負荷量の設定等水質保全の中長期ビジョンを策定に向けて検討を行っている。また、地方公共団体が参画する海域環境の保全や海との共生に資する活動に取り組んでいる海域をモデル海域に選定し、現地調査等の支援等により、多様な魚介類が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を支援している。

クールシティづくりと連携した身近な水辺の環境保全

地下湧水等の水資源を活用したヒートアイランド対策の推進を図るため、皇居外苑濠等のモデル地域において地下湧水等を活用する場合のヒートアイランド改善効果の試算・地盤沈下等の環境影響の検証といった実行可能性調査の実施に向けて予算要求を行い、先月閣議決定された平成21年度政府予算案に盛り込まれたところである。

都市域の水域は、生活様式の変化や水利用状況の変化により水環境の悪化が課題となっている。このため、地域のシンボルとなっているお濠等の身近な水辺の再生に向けた取組を進めていく予定。

III) 土壤汚染対策制度の見直し

土壤汚染対策法に関しては、平成20年5月2日付で中央環境審議会に対し、今後の土壤汚染対策の在り方について諮問し、土壤農薬部会に設置した土壤制度小委員会において5月～12月にかけて9回にわたり御審議をいただき、12月19日に、①行政による土壤汚染の把握の機会の拡大、②環境リスクに応じた合理的な対策の推進、③搬出汚染土壤の適切な処理などを内容とする答申をいただいた（別紙参照）。

本答申を踏まえ、今通常国会に改正法案を提出すべく作業を進める。

IV) 我が国的能力を活かしたアジア諸国等への支援

コベネフィット・アプローチ

環境汚染対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット・アプローチを推進する。本アプローチは、北海道洞爺湖サミットやG8環境大臣会合等のハイレベルの場で各国から支持された。本アプローチの具体的化に向け、中国及びインドネシアの両国の環境大臣合意に基づく協力や、今年度から開始したコベネフィットCDMモデル事業（今年度はタイ及びマレーシア）を進める。既に昨年12月のCOP14において、これらの取組について情報発信を行った。

水・大気環境分野での国際協力

アジアモンスーン地域の11カ国のパートナーシップにより当該地域の水質汚濁問題の解決に向けて、水環境ガバナンスの強化を図るためアジア水環境パートナーシップ（WEPA）を引き続き推進していく。また、水質汚濁問題が喫緊の課題となっている中国において、低コストな分散型排水処理施設などの水管理技術を活用しながら、現地にあった水環境管理体制の構築に向けた支援を推進する。またアジア地域における環境的に持続可能な交通（EST）の実現に向け、取り組みを進めていく。

日本モデル環境技術の国際展開

我が国が有する大気・水・土壤環境を保全するための「技術」「規制体系」「人材」などをパッケージにして、アジア地域に普及・展開することによってアジア諸国の環境問題を解決に導く。同時に、我が国の環境技術、規制手法をアジアに展開し、将来的には環境分野の「アジア標準」をつくり、国際規格競争での競争力を得る。

「今後の土壤汚染対策の在り方について(答申)」の概要

第1 現状と課題

- 1 土壤汚染対策法に基づかない土壤汚染の発見の増加
- 2 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策
- 3 堀削除去に伴う搬出汚染土壤の適正な処理

第2 今後の土壤汚染対策の在り方について

調査の契機について

(1) 自主的な調査について

- 自主的調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合は、都道府県知事等に報告する。
 - 公定法を満たしているときは、法に基づく調査と見なし、適切に管理。
 - 公定法を満たしていないときは、都道府県知事等が周辺の状況を調べ、健康被害の生じるおそれがある場合は第4条の調査を命ずる。それ以外の場合は、汚染土壤の搬出に伴う問題の発生を防止するため、当該土地の形質変更を行なう際に、調査が行われる仕組み。
- #### (2) 一定規模以上の土地の形質変更について
- 一定規模以上の土地の形質変更時の調査(土地利用の履歴等によって土壤汚染の可能性の高い土地のみ)。

合理的な対策の汚染状況に応じた

(1) 区域の分類化と必要な対策の明確化

- 区域を下記のように分類。
 - ア 摂取経路を遮断する対策(盛土、封じ込め等)は不要な区域。形質変更届必要。
 - イ 摂取経路を遮断する対策や場合によっては堀削除去が必要な区域。対策も併せて公示。
 - ウ イであったが、摂取経路を遮断する対策が講じられた区域。
 - 汚染の状況、健康被害が生ずるおそれの有無に応じた必要な対策の基準を明確化。
- #### (2) 土壤汚染対策の結果に対する地方公共団体の確認
- 地方公共団体が対策の効果を確認し、汚染の除去をしたと認める場合には、区域の解除を行い、摂取経路の遮断が実現されていると認める場合には、ウの区域として公表する。
- #### (3) 土壤汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報の活用
- 土壤汚染がなかったという情報も含め、地方公共団体において、土壤汚染の状況を把握し、汚染原因の解明、汚染状況の履歴調査等に有効に活用。
- #### (4) 申立てにより土壤汚染があると見なす区域(特例区域の指定)

の搬出汚染土壤

(1) 汚染土壤の搬出は、抑制すべきことを明確に位置付ける

(2) 汚染土壤の適正な処理を義務付ける

- 運搬、保管及び処分に関する基準を定める(罰則担保)。
 - 搬出汚染土壤管理票(汚染土壤マニフェスト)による確認の義務付け。
 - 自然的原因による汚染土壤も、人為的な搬出以降の行為は法の対象とすべき。
- #### (3) 汚染土壤が不適正に処理された場合は是正命令の新設

その他

(1) 指定調査機関の信頼性を確保するため、管理者の資質の向上、指定の更新

- (2) リスクコミュニケーションを促進するため、ガイドラインの充実、人材の育成
- (3) 土壤汚染の調査・対策手法の充実、低コスト化
- (4) 操業中の対策の支援
- (5) 基金等による助成制度の充実
- (6) 中小企業の土壤汚染対策(調査を含む。)に関する支援